

柴田町告示第72号

柴田町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月28日

柴田町長 滝 口 茂



柴田町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示  
柴田町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年柴田町告示第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1 別記1	別表第1 別記2

**別記1** (改正後)

別表第1 (第5条関係)

事業	単位数	1単位の単価
(略)	(略)	(略)
第1号介護予防支援事業	1 介護予防ケアマネジメント事業A (原則的なケアマネジメント) (1) (略) (2) 初回加算(1月につき) 300単位 注2 (3) (略) <u>(4) 介護職員等処遇改善加算(1月につき) 所定単位×21/1,000 注4</u> 2 介護予防ケアマネジメント事業B (簡略化したケアマネジメント) (1) 介護予防ケアマネジメント事業B費(1月につき) 225単位 注5 (2) 初回加算(1月につき) 300単位 注6	(略)

注1～注3 (略)

**注4** 所定単位は、第1号介護予防支援事業の項単位数の欄中1(1)から(3)までにより算定した単位数の合計

**注5** 介護予防ケアマネジメント事業B費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメント事業B支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

**注6** 介護予防ケアマネジメント事業B事業所において、新規に介護予防ケアマネジメント事業B計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメント事業B支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

**別記2** (改正前)

別表第1 (第5条関係)

事業	単位数	1単位の単価
(略)	(略)	(略)
第1号介護予防支援事業	1 介護予防ケアマネジメント事業A (原則的なケアマネジメント) (1) (略) (2) 初回加算 300単位 注2 (3) (略) 2 介護予防ケアマネジメント事業B (簡略化したケアマネジメント) (1) 介護予防ケアマネジメント事業B費(1月につき) 225単位 注4 (2) 初回加算 300単位 注5	(略)

注1～注3 (略)

**注4** 介護予防ケアマネジメント事業B費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメント事業B支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

**注5** 介護予防ケアマネジメント事業B事業所において、新規に介護予防ケアマネジメント事業B計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメント事業B支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。